

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	健康増進事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	<p>健康増進事業は、主に健康診査を実施して、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進するものである。</p> <p>健康診査の適正かつ効率的な執行のため、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①健康診査の実施対象者の把握 ②健康診査の実施に関する事務 ③健康診査の実施結果の管理 ④健康診査の事後指導・相談</p>
③システムの名称	<p>①健康診査管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥電子申込システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項(別表第一の第76の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p> <p>2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 コロナ健康支援課
②所属長の役職名	コロナ健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療部 コロナ健康支援課 (豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所) 電話:06-6858-2291)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	細貝 徳子	武市 彰史	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康政策課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	武市 彰史	健康政策課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	健康福祉部 保健所 健康増進課 (豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプ ラザ) 電話:06-6858-2291)	健康医療部 健康政策課 (豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所) 電 話:06-6858-2291)	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅳ 8. 監査	[<input checked="" type="radio"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	
令和4年3月11日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I-4-② 法令上の根拠		1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年3月11日	Ⅳ-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を除く。)	[<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない	[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年6月30日	I-③ システムの名称	①健康診査管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③住民基本台帳ネットワークシステム	①健康診査管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③住民基本台帳ネットワークシステム ④電子申込システム	事前	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	I-③ システムの名称	①健康診査管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③住民基本台帳ネットワークシステム ④電子申込システム	①健康診査管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥電子申込システム	事後	
令和5年6月30日	I-5-① 部署	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	
令和5年6月30日	I-5-② 所属長の役職名	健康政策課長	コロナ健康支援課長	事後	
令和5年6月30日	I-8 連絡先(1行目)	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	